JAL不当労働行為裁判を傍聴して 2014年1月16日地裁

(JALOB)

厳しい寒気をはね返す勢いで、地裁前には100名を超す支援者が集まり、支援宣伝を行っていました。

裁判は103号法廷で行われ傍聴券抽選には133名が列びました。

裁判は午後1時から午後5時まで証人尋問が行われ、その後の報告集会では80名を超す支援者が参加しました。

証人尋問の2名は当時の支援機構デイレクターI氏と管財人代理人のK氏で、いずれも労務担当業務を行っていました。

2010年11月12日に管財人事前協議会(正式の管財人会議ではない。)で支援機構管財人、稲盛会長、大西社長などが参加して整理解雇を決定しました。

組合もスト権投票を行うという緊迫した状況の中、11月16日の事務折衝で、I氏とK氏は以下の内容のスト権投票への圧力をかける発言を行い、東京都労働委員会から「不当労働行為」と認定されました。会社はこれを不服として地裁に提訴して行われている裁判です。

都労委の命令(2011年8月3日)から抜粋

(I氏、K氏の発言について)

X機構の担当者及び管財人代理が、組合らとの事務折衝の場において、「整理解雇を争点とした争議権が確立された場合、X機構の出資後も争議権の行使により運行が停止して事業が毀損するリスクが極めて高くなります。」、「X機構としては、争議権が確立された場合、それが撤回されるまで再生計画案で予定されている3,500億円の出資をすることができません。」などと発言したこと(以下「本件発言」という。)が、使用者による組合らの組織運営に対する支配介入に該当するか否かが争われた事案である。

(本件発言が支配介入に当たるかについて)

① 本件発言の内容

本件発言は、間接的ではあるものの、組合らに対して、争議権の確立及びその行使を行わないよう求めるものであると認められるところ、争議権を確立する過程で行われる一般投票は、労働組合が民主的かつ自主的に決定すべき内部自治ないし内部運営に属する事項であり、使用者が容喙すべきでないものである。

また、本件発言の内容は、組合らにおいて争議権が確立された場合、X機構が会社に対して、3,500 億円の出資を行わないというもので、組合らに対して、一般投票の継続あるいは中止という形で組 合らの運営に影響を及ぼすものであるといえる。

② 本件発言を行った者の地位

本件発言は、会社の再建のため不可欠な3,500億円もの出資を行い、本件会社更生手続に中心的に 関与していたX機構の担当者及び管財人代理によってなされた迫真性に満ちたものであり、組合ら 及びこれに所属する組合員らに対して、争議権確立のための一般投票の継続を躊躇させるに十分な ものといえる。

本件発言は、組合らに所属する組合員に対して威嚇的効果を与え、組合らの組織運営に影響を及ぼすものであり、組合らの運営に対する介入であるといわざるを得ず、労働組合法第7条第3号が定める支配介入に該当する。

証人尋問でI氏(支援機構デイレクター)は「支援機構のN専務から機構の見解を伝えるよう指示され、スト権が確立された場合は3500億円は出資できないと正しい情勢をわかってもらうため伝えた。」と述べました。

K氏(管財人代理人)は、11月16日の事務折衝では、裁判所が認可しないかも知れないから覚悟が必要と圧力をかけていましたが、本日の答弁では、裁判所が認可をしないかも知れないという事実は証明できず意図的に圧力をかけたことが明らかになりました。

裁判官からの「機構の正式決定機関である支援委員会(出資の決定権を持っている。)の決定があったのか?」の質問にI氏(支援機構デイレクター)は「正式決定はなかった。」「機構の見解として伝えた。」と答えざるを得ず、出資決定しないと断定的に説明することで、スト権投票に圧力をかけた意図が明らかになりました。

当時の状況は、支援機構(法人管財人)、管財人(法律管財人)、JAL労務が一体となって、組合つぶしを意図し、必要のなかった整理解雇を押し進めていた時です。スト権確立への介入圧力を意図したことは容易に推察できます。

支援機構は破綻したJALのスポンサー(出資者)でありながら、同時に更生計画を進める管財人に任命されています。公平な管財人業務ができるのか矛盾のあるところです。

支援機構が資本金として出資した3500億円は、更生計画が終結し、JALが株式を再上場したときに約6900億円になって返って来ています. (1株2000円の出資金が1株3810円で値を付けて売却されました。)支援機構は更生計画を通じて大もうけしたことになります。

更生計画は人員削減、賃金切り下げ、労働条件削減を内容としたものでしたから、労働者の立場 や、安全運航の立場にたって「ものを言う組合」を邪魔な存在とし圧力をかけ、不当労働行為まで 行ったことは容易に想定できますが、それが事実ならば、許されない反社会的な行為ではないでしょうか。

翌日の1月17日には裁判所前ではJAL争議団による第1回目の座り込み抗議が行われ、駆けつけた支援者、原告団が「不当解雇を撤回し安全・安心なJALへ」と元気よく訴えを行っていました。

12 時に始まり、午後3時30分まで座り込みは行われ、支援者65名、原告38名の合計103名が参加し、6万8千円のカンパも寄せられたことが報告されていました。

